

## 適応範囲

### 第1条：

- 1、当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令等又は一般に確立された慣習によるものとします。
- 2、当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## 宿泊契約の申込み

### 第2条：

- 1、当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
  - 1) 宿泊者名
  - 2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - 3) 宿泊料金（原則として別表1の基本宿泊料による）
  - 4) その他当ホテルが必要と認める事項
- 2、宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## 宿泊契約の成立

### 第3条：

- 1、宿泊契約は、当ホテルが前条の申込を承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。
- 2、前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間（3日を超えるときは3日間）の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 3、当ホテルが、インターネットサイトに誤った宿泊料金を提示し、又は電話で誤った宿泊料金をご案内し、当該宿泊料金に基づき、宿泊契約の申込みをされ、当ホテルが承諾した場合、当該料金とその前後の期日の宿泊料金に比べて著しく低廉であるときは、当該料金につき「限定」、「特別」、「キャンペーン」当の低廉である理由の表示又はご案内のない限りは、民法上の錯誤による承諾であることから、宿泊契約

は無効とさせていただきます、速やかにその旨の通知を差し上げます。

- 4、申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 5、第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

### 申込金の支払いを要しないこととする特約

#### 第4条：

- 1、前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 2、宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

### 施設における感染防止対策への協力の求め

#### 第4条の2：

当ホテルは、宿泊しようとする者に対し、旅館業法(昭和23年法律第138号)

第4条の2第1項の規定による協力を求めることができます。

### 宿泊契約締結の拒否

#### 第5条：

当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。

- 1、宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
- 2、満室(員)により客室の余裕がないとき。
- 3、宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- 4、宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められるとき。
  - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)、同条第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力

- ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
  - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 5、宿泊しようとする者が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
  - 6、宿泊しようとする者が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する特定感染症の患者等(以下「特定感染症の患者等」という。)であるとき。
  - 7、宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき(宿泊しようとする者が障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。以下「障害者差別解消法」という。)第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。)
  - 8、宿泊しようとする者が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に対する宿泊に関するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施行規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
  - 9、天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
  - 10、当ホテルや特定の個人、団体について誹謗中傷や名誉を棄損するような言動を行った場合、又はSNS やサイト上で拡散した場合。
  - 11、徳島県旅館業法第12条の規定する場合に該当するとき。
- (注) 上記の法第12条の条例で定める理由は次の各号に掲げる通りとする。
- イ 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は行動が著しく異常で他の宿泊客に迷惑をかけるおそれが認められるとき。
  - ロ 宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために他の宿泊客に迷惑をかけるおそれが認められるとき。

## **宿泊契約締結の拒否の説明**

### **第5条の2:**

宿泊しようとする者は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約の締結に応じない場合、その理由の説明を求められます。

## **宿泊客の契約解除権**

### **第6条:**

- 1、宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 2、当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した

ときを除きます。)は別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

- 3、当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時（あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。
- 4、前項の規定により解除されたものとみなした場合において、宿泊客が、その連絡をしないで到着しなかったことが列車、航空機等公共の運輸機関の不着または遅延、その他宿泊客の責めに帰さない理由によるものであることを証明したときは、第2項の違約金はいただきません。

## 当ホテルの契約解除権

### 第7条：

- 1、当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約を解除することができます。  
ただし、本項は、当ホテルが旅館業法第5条に掲げる場合以外の場合に宿泊を拒むことがあることを意味するものではありません。
- 1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- 2) 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められたとき。  
イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他反社会的勢力  
ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき  
ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
- 3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼすとき。
- 4) 宿泊客が特定感染症の患者等であるとき。
- 5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき（宿泊客が障害者差別解消法第7条第2項又は第8条第2項の規定による社会的障壁の除去を求める場合は除く。）。
- 6) 宿泊客が、当ホテルに対し、その実施に伴う負担が過重であって他の宿泊者に関する宿泊に関連するサービスの提供を著しく阻害するおそれのある要求として旅館業法施工規則第5条の6で定めるものを繰り返したとき。
- 7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- 8) 当ホテルや特定の個人、団体について誹謗中傷や名誉を棄損するような言動を行った場合、又はSNSやサイト上で拡散した場合。

9) 徳島県旅館業法第 12 条の規定する場合に該当するとき。

(注) 上記の法第 12 条の条例で定める理由は次の各号に掲げる通りとする。

イ 宿泊しようとする者が、泥酔し、又は行動が著しく異常で他の宿泊客に迷惑をかけるおそれが認められるとき。

ロ 宿泊しようとする者が、身体又は衣服等が著しく不潔であるために他の宿泊客に迷惑をかけるおそれが認められるとき。

10) ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

11) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。

2、当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。また、事前に収受した申込金があれば、利用されたサービス分を差し引いた金額を返還いたします。

## 宿泊契約解除の説明

### 第 7 条の 2：

宿泊客は、当ホテルに対し、当ホテルが前条に基づいて宿泊契約を解除した場合、その理由の説明を求めることができます。

## 宿泊の登録

### 第 8 条：

1、宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- 1) 宿泊客の氏名・住所及び連絡先
- 2) 日本国内に住所を有しない外国人にあつては、国籍及び旅券番号  
(旅券の複写をさせていただきます。)
- 3) 出発日及び出発予定時刻
- 4) その他当ホテルが必要と認める事項

2、宿泊客が第 12 項の料金の支払いを、当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

## 客室の使用時間

### 第 9 条：

- 1、 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌午前 11 時までとします。ただし、連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。また、当ホテルとの特約に応じた場合は、その特約に記載されている時間を使用時間といたします。
- 2、 当ホテルは、前項の規約に関わらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合は別表第 3 に掲げる追加料金を申し受けます。

## 利用規則の遵守

### 第 10 条：

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内や公式ホームページ等に掲示した利用規則に従っていただきます。

## 営業時間

### 第 11 条：

- 1、 当ホテルの施設の営業時間は公式ホームページ、備付けパンフレット、各所の提示、客室内サービスディレクター等でご案内いたします。
- 2、 前項の時間は、必要やむを得ない場合や当ホテルの都合により臨時に変更することがあります。その場合には適当な方法をもってお知らせします。

## 料金の支払い

### 第 12 条：

- 1、 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表 1 に掲げるところによります。
- 2、 前項の宿泊料金等の支払いは、日本国通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
- 3、 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金等は申し受けます。

## 当ホテルの責任

### 第13条：

- 1、当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 2、当ホテルは、消防機関から「適」マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

## 契約した客室の提供ができないときの取扱い

### 第14条：

- 1、当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、天災その他の事由により困難な場合を除き、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
- 2、当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客にお支払いし、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

## 寄託物等の取扱い

### 第15条：

- 1、宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 2、宿泊客が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

## 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管

### 第 16 条：

- 1、 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がチェックインする際にお渡しします。
- 2、 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、当ホテルは、該当所有者からの連絡があり次第、その指示を求めるものとします。ただし、所有者の連絡や指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含めて 90 日間保管し、その後処分又は最寄りの警察署へ届けます。
- 3、 前 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条 1 項の規定に、第 2 項の場合にあつては前条第 2 項の規定に準じるものとします。

## 駐車場の責任

### 第 17 条：

宿泊客が、当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両キーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

## 宿泊客の責任

### 第 18 条：

1. 宿泊客の故意又は過失により、当ホテルの設備（家具、備品、展示物等を含む一切）の汚損その他一切の事由により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。
2. 宿泊客の故意又は過失により、当ホテルの利用規約の違反があつた場合、同規約に基づく清掃費、修繕費その他一切の損害を賠償していただきます。



## 別表第1

### 宿泊料金等の算定方法

宿泊客が支払うべき総額の内訳	税金の積算
宿泊料金 1. 基本料金（室料） 2. サービス料（1×10%） 3. 税金 A) 消費税 + 入湯税150円	A) 消費税 (1+2) × 消費税率
追加料金 4. 飲食料及びその他の利用料金 5. サービス料（1×10%） 6. 税金 B) 消費税	B) 消費税 (4+5) × 消費税率

## 別表第2

### 違約金（第6条第2項関係）

契約解除の通知を うけた日		契約申込人数							
		不泊	当日	前日	2日前	3日前	7日前	14日前	30日前
一般	14名まで	100%	100%	50%	30%	20%	特定日のみ 20%		
団体	15～50名まで	100%	100%	50%	30%	30%	20%	10%	
	51名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	20%	10%

- (注) 1. 特定日とはゴールデンウィーク、お盆、正月を指し、年毎に日程が異なる為、ご確認下さい。  
 2. %は宿泊料金に対する違約金比率です  
 3. 違約金比率に消費税が加算されます  
 4. 宿泊予約をした時点よりキャンセルチャージが発生致します  
 5. 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊日の10日前における宿泊人数の10%（端数が出た場合は切り上げる）にあたる人数については違約金はいただきません。

別表第3 時間外の客室使用料金（第9条第2項関係）

	部屋タイプ	料金	
		14時まで	14時以降
アオアヲナルトリゾート	スモールルーム	¥ 2,200	別表1による 宿泊料金全額
	スーパーリアツイン	¥ 3,300	
	ハイフロアールーム		
	リゾットルーム スーパーリア		
	デラックスツイン (プレミアム)		
	ゴッホの ヒマワリルーム		
	リゾットルーム コネクティング		
	コーナーツイン 阿波藍		
	アクセシブルルーム		
	ジャパニーズ スーパーリア		
	ジャパニーズ デラックス		
	阿波藍ルーム	¥ 5,500	
	コートダジュール スイート		
	リヴィエラ スイート		
ジャパニーズ スイート			